

読書コーナー

心配事の9割は起こらない

著者：橋野 俊明
出版：三笠書房

本書は禅の教えを通じて私たちが抱える不安を軽くし、より穏やかでシンプルな生き方を実現するための実践的な方法を紹介しています。著者は「減らす」「手放す」「忘れる」という禅の基本的な考え方に沿って、不安から解放され、心の平安を取り戻す道を解説しています。現代社会では、私たちは日々多くの心配や不安にとらわれがちですが、本書はその不安の大半が「取り越し苦労」であり、実際に起こることはほとんどないという前提に立ち、心を軽くし、余計な不安や重荷から自分を解放することが重要であると説いています。文中の一部を紹介します。

禅には「莫妄想」という言葉があります。これは分かりやすく言うと「妄想するな」という意味です。禅という妄想は、私たちがイメージしている妄想とは違いあれが欲しいという欲やこれを手放したくない

という執着も妄想です。また、他人を妬む気持ちや自分はダメなやつだということも妄想です。このように心を縛っているような思いをすべて妄想といいます。もちろんこれらの妄想をすべて断ち切って一切の妄想とは無縁に生きるのとは不可能です。人間である限り心のどこかに妄想があることは仕方ないことです。大事なことは、その妄想をできるだけ減らしていくことです。妄想を生み出しているのは「比較」であり自分と他人を比べてしまうことが原因です。人は本来、絶対的存在なので他人と比べようがない存在です。それを無理やり比べようとするので余計な不安や悩みが増えます。比較することをやめてしまえば妄想の9割は消えてなくなります。なので、他人との比較はやめて自分を信じて生きればいいということです。（抜粋）

この本を読み終えて感じたのは、「心配するより、整えて、捨てて、笑って生きよう」ということです。心配の9割は妄想にすぎず、残りの1割も工夫次第でなんとかなる。そう思うだけで、すいぶん楽になります。仏教の智慧は、決して難しい教義ではなく、むしろ現代社会でこそ役立つ生活の知恵であると感じました。自分を律することはもちろん、人との関係を円滑にするにもあり、私のように「考えすぎて眠れない夜」を過ごすには、良い処方箋になると思いました。そして何より、深刻に悩んでいるときに「心配事の9割は起こらない」と言われると、「なんだ、肩透かしか」と少し笑えます。その時点で、もう心配の半分は消えているのかもしれませんが。不安に思秋の夜長に、読み返して心を整えたいと思います。

（文責：高橋弘明）

将軍の日（中期5カ年経営計画作成セミナー）

「将軍の日」とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦術・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】
55,000円（税込）/名
2名様以降5,500円（税込）

お問い合わせ：かなた税理士法人
027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円（税込）から

編集後記

朝晩はぐっと冷え込むようになりました。体をいたわりつつ、秋ならではの時間を過ごしたいですね。

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

■かなた税理士法人 TEL: 027-361-5568

■群馬M&Aセンター TEL: 027-364-8040

■相統手続支援センター群馬 TEL: 027-363-5959

〒372-2000 群馬県群馬市西門町7-4-9 高橋ビル4F TEL: 027-361-5568 E-MAIL: kana@kana-shinbun.jp

KANATA
SHINBUN

令和7年
10月1日発行
第195号

所長挨拶

仲秋の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先月中旬の日経新聞の「春秋」に吉田修一の小説の一部が紹介されていました。「夏というものは、夏真っ盛りの、そのど真ん中でとっぜん終わってしまうものかもしれない」

「暑さ寒さも彼岸まで」ということわざのとおり、本当にあの猛暑はいったいどこに行ってしまったのかというほどの季節の変わりようです。

曼珠沙華（彼岸花）という花は、お彼岸の頃になると突然いつもの場所ですべてに咲き始め秋の訪れを感じさせますが、今年も夏の猛暑の影響を受けることなく真っ赤な炎のような花をあちらこちらに咲かせました。季節の変わり目を、特に秋の始まりを強く感じるのにはやはり歳のせいでしょうか。

秋と言えば気候の良さから、「スポーツの秋」「食欲の秋」「芸術の秋」などといろいろな分野で好機とされていますが、今回は「芸術」、特に身近なところにある美術館について触れてみたいと思います。

まず最初に県立美術館。群馬県には二つの県立美術館があります。高崎市の群馬の森にある「群馬県立美術館」と、館林市の多々羅公園に隣接して2001年に開館した「群馬県立館林

美術館」です。いずれも群馬県の豊かな自然の中にそれぞれ独特の建築様式を持って建設されました。高崎周辺の方には群馬の森の美術館はお馴染みかもしれませんが、今回は館林の美術館をご紹介します。

広々とした芝生の前庭には睡蓮の池があり、彫刻を中心に展示する本館の展示室からは大きなガラス面を通して外の風景が望めます。やはり天井までの大きなガラス面を持ち200メートルを越す弧を描いたギャラリーを通り抜けると、フランス、ブルゴーニュ地方の農家を参考に建てられたという別館に到着します。

日暮れの時間に広場に立てば、うまくと関東平野のはるか彼方にシルエットの富士山を拝めるかもしれません。次に高崎市の二つの美術館。一つは高崎駅西口の青松中学校に並んで立ち旧井上房一郎邸ともつながっている高崎市美術館。こちらは主に高崎市と縁のある作家を取り上げて展示しています。

もう一つは駅東口正面にある高崎市タワア美術館です。こちらは、もともと東京にある山種美術館の分館としてスタートしただけあって日本絵画が充実しています。横山大観や平山郁夫など近現代の日本画家の作品を数多く収蔵し展覧会を開催するだけでなく、講演会も行っています。いずれも公立のため入場料もリーズナブルで、うまくとと高齢者割引で無料なこともあります。

是非とも出掛けやすくなったこの季節に、ジャンルも時代も様々な美術作品をお楽しみ頂いてはいかがでしょうか。

皆さまのご健康とご多幸を心からお祈りしております。

Contents

- p1 所長挨拶・目次
- p2 税務トピックス
- p3 Q&Aコーナー

- p4 読書感想文
- p4 将軍の日
- p4 編集後記

かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

知らないと損する!?

お金や税金ニュース

【健康保険】大学生世代の扶養要件は
年収130万円→150万円に拡大

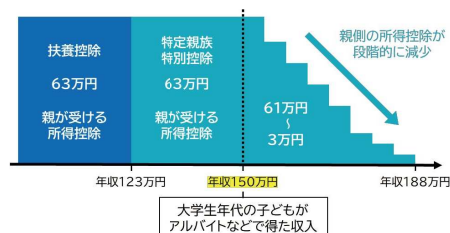
厚生労働省は、「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」に関するパブリックコメントの結果を公表しました。

令和7年10月1日より、健康保険法における19歳以上23歳未満の被扶養者の認定については、従来の「年収130万円未満」から「150万円未満」に引き上げられることとなります。

制度改正の背景

令和7年度税制改正により、19歳以上23歳未満の大学生世代の子を持つ親などが適用できる「特定親族特別控除」が新設されました。

この税制改正によって、19歳以上23歳未満の子などの給与・年金が150万円以下であれば満額の控除額を適用できるため、大学生世代は従来の「103万円の壁」を超えて働きやすくなるが予測されます。



今回の健康保険法における扶養の年収要件の拡大は、税金面での「年収の壁」引上げに伴い、社会保険の扶養の考え方についても足並みを揃えるという意向が伺えます。



年齢は12月末時点で判断!

今回の健康保険法における被扶養者の年収要件拡大については、19歳以上23歳未満のケースに限定されます。

これらの年齢については、所得税法における取り扱いと同様に、その年の12月31日時点での年齢に基づいて判断しなければなりません。

たとえば、年内に19歳の誕生日を迎えた場合には、今回の年収要件引上げの対象となるため、年収150万円未満であれば被扶養者に該当します。

所得税法における「特定親族特別控除」の創設に伴い、税金面と社会保険面で年収の壁を統一することを目的とし、健康保険法上の年収要件も引き上げられることとなりました。

19歳以上23歳未満の大学生世代の場合、給与・年金150万円以下であれば、税金や社会保険料の負担を増やすことなく、アルバイト収入を拡大することが可能となります。

Q&A CORNER 「どうしよう?」にお答えします! /



会計事務所に勤務する者です。

担当している会社の社長が、今年(令和7年)の5月1日に亡くなりました。その社長の所得税の準確定申告(申告期限:令和7年9月1日)を行うにあたって、令和7年度税制改正による基礎控除等の見直し等の規定の適用を受けることはできるのでしょうか。教えてください。

A ご相談の場合、令和7年12月1日から令和12年12月2日(月)までに更正の請求を行うことで、令和7年度税制改正による基礎控除等の見直し等の規定の適用を受けられることとなります。詳細は下記解説をご参照ください。

A



1. 令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の概要

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等の概要は、下記のとおりです。

- ① 基礎控除について、令和7年分以後、合計所得金額に応じて基礎控除額を改正前の最高48万円から最高58万円に引き上げた上で、一定の所得階層には最高37万円の控除額を上乗せ
- ② 給与所得控除について、令和7年分以後、最低保障額を55万円から65万円に引き上げ
- ③ 令和7年分以後、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に減額する仕組み(特定親族特別控除)を導入
- ④ 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額の48万円(給与収入103万円に相当)を、基礎控除の引き上げを踏まえ、令和7年分以後、58万円(給与収入123万円に相当)に引き上げ

なお、上記の改正規定は、令和7年12月1日から施行されます。

2. 令和7年分所得税準確定申告への影響

上記1.の改正規定は令和7年12月1日に施行されることから、令和7年分所得税の準確定申告を令和7年11月30日以前に提出する場合には、上記1.の改正規定は(申告書の提出時点では)適用されないこととなります。

一方で、上記1.の改正規定は令和7年分以後の所得税について適用されることから、国税庁によれば、令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出した場合には、令和7年12月1日から令和12年12月2日(月)までに更正の請求を行うことにより、上記1.の改正規定の適用を受けることができることとされています。

したがって、今回のご相談の場合、令和7年12月1日から令和12年12月2日(月)までに更正の請求を行うことで、令和7年度税制改正による基礎控除等の見直し等の規定の適用を受けられることとなります。

【参考】 所法2、28、86、125、改正所法2、28、84の2、86、令和7改正所法附則1、3、6、7、改正措法41の16の2、財務省「令和7年度税制改正」(令和7年3月)、国税庁「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A」(令和7年5月30日)など